

教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第20項の規定に基づく通知書

第\_\_\_\_\_号  
令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

〒

所在地\_\_\_\_\_

名称\_\_\_\_\_殿

\_\_\_\_\_税務署長 [印]

下記1の受贈者について、下記2の事実を把握したことから、租税特別措置法第70条の2の2第20項の規定に基づき通知します。

記

1	受贈者	ふりがな	_____
		氏名	_____
		住所又は居所	_____
		生年月日	昭和・平成・令和 _____年_____月_____日
2	事実 (該当する項目に「✓」を付しています。)	<input type="checkbox"/>	イ 受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと (イ) 教育資金の支払に充てられていない金銭の額 _____円 (ロ) (イ)のうち、租税特別措置法第70条の2の2第2項第1号ロに規定する学校等以外の者に支払われた金銭の額 _____円 (ハ) 記録の訂正が必要となる年分 _____年分
		<input type="checkbox"/>	ロ 受贈者の教育資金非課税申告書等が2以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること (イ) 上記の事項に該当する申告書 _____申告書 (ロ) (イ)の申告書の受理年月日 _____年_____月_____日
		<input type="checkbox"/>	ハ 受贈者の教育資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が1,500万円を超えていること (イ) 上記の事項に該当する申告書 _____申告書 (ロ) (イ)の申告書の受理年月日 _____年_____月_____日
		<input type="checkbox"/>	ニ 受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年(贈与年)の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超えていること (イ) 贈与年に提出された申告書 _____申告書 (ロ) (イ)の申告書の受理年月日 _____年_____月_____日
		<input type="checkbox"/>	ホ 受贈者の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えたこと (イ) 上記の事実に係る贈与者の氏名 _____ (ロ) 贈与者が死亡した年月日 _____年_____月_____日
		<input type="checkbox"/>	ヘ 受贈者の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円以下となったこと (イ) 上記の事実に係る贈与者の氏名 _____ (ロ) 贈与者が死亡した年月日 _____年_____月_____日
(摘要)			

- (注) 1 上記2のイに該当する場合には、租税特別措置法第70条の2の2第21項に基づき、同条第10項に規定する記録を訂正してください。
- 2 上記2のロ又はハに該当する場合には、ロ又はハに掲げる申告書は同条第6項の規定に反して提出又は受理された効力を有しない申告書と認められます。
- 3 上記2のニに該当する場合には、ニに掲げる申告書は同条第1項ただし書又は第4項ただし書の規定により、効力を有しない申告書と認められます。
- 4 上記2のホ又はヘに該当する場合には、同条第21項に基づき、同条第12項第3号に規定する記録の訂正が必要な場合があります。

教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第20項の規定に基づく通知書  
(通知用)

○ 使用目的

この通知書は、租税特別措置法第70条の2の2第20項各号に掲げる事実を把握した場合に、取扱金融機関の営業所等の長に対し、その旨及び租税特別措置法施行規則第23条の5の3第25項第1号から第4号までに規定する事項を通知するために使用するものである。